

千葉県告示第131号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示します。

令和5年2月21日

千葉市長 神谷 俊一

- 1 指定納付受託者の名称、所在地、代表者氏名
所在地 千葉県千葉市中央区千葉港1番2号
商号又は名称 千葉市キャッシュレス決済共同企業体
代表者職氏名 株式会社 千葉銀行 代表取締役 米本 努
- 2 指定納付受託者に納入させる歳入
各区役所市民総合窓口課、各市民センターにおける証明等発行手数料
各市税事務所市民税課、各市税出張所における証明等発行手数料
- 3 指定納付受託者に指定する期間
令和5年2月28日から令和5年3月31日まで